

相談者（Aさん）

今度税務課に異動になったAです。先日新聞で破産法が大きく改正されたという記事を読みました。改正の大まかな内容と自治体の仕事にどのように影響するのかを教えて下さい。

**弁護士** ここ数年の間に倒産法の法整備が次々に進められています。会社更生法、民事再生法に続いて破産法も抜本的に改正されました。  
**Aさん** 改正法は先日の国会で成立したばかりなのだそうですが、今後はどのようなスケジュールを経て施行されるのでしょうか。

**弁護士** 法案は平成一六年五月二五日に衆議院で可決され成立しました。平成一七年一月一日からの施行が有力とされており、それまでには規則も整備される予定です。

**Aさん** 改正の目玉は何なのでしょう。

**弁護士** いろいろあります。破産事件は様々な利害が複雑に絡まっていて、大型の事件になると破産管財人としても大変な苦勞をし、処理に長期間を要する場合も少なくありませんでした。実務においては、以前から事件のスムーズな進行を目的として様々な工夫をしてきていたのですが、今回の改正はそうした実務のあり方を大きく取り入れるものとなりました。

**Aさん** 破産事件ですから、公正さや公平さ



いても、労働者の生活の維持のためにどうしても必要な場合は配当によらずに支払う道を開きました。

**Aさん** 労働者の保護として

てずいぶん手当が為されたのですね。

**弁護士** その通りです。

**Aさん** これまでは破産管財人がつかない破産事件では免責が下りるまでの間にサラ金等の債権者から給料の差押えが為されることがあり、破産者ももちろんですが、給料を支払う側でも困ることがあったようですが。

**弁護士** その通りです。免責手続き中の給料差押えの問題は破産者の立ち直りにとって大きな障害になる問題でした。しかし今回の改正において免責手続き中の強制執行は禁止されることになりました。これは消費者破産にとって大きな意味を持つことになります。

**Aさん** 税務課の職員としては、租税債権の扱いがどのようになるのか心配なのですが。  
**弁護士** ご存じのように、これまでは租税債権は「財団債権」として、破産手続によらな

法律が強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第8回

# 破産法が大改正されました

が大事だと思えますが、迅速さも要求するというところででしょうか。

**弁護士** 迅速さもそうですが、改正法を見ると各立場の関係者にとって使い勝手の良い制度をめざしていることが解ります。例えば親会社が既にS地裁に破産手続開始申立をして

いで随時破産財団から破産債権に優先して弁済を受けることができていました。しかし改正法によれば、破産手続開始前の原因に基づいて生じたものは基本的に財団債権ですが、破産手続開始後の原因に基づくものは優先的破産債権となり、配当手続によることになりました。

**Aさん** 租税債権は従来より回収が難しくなりそうですね。例えば固定資産税はどうなるのですか。

**弁護士** やはり破産手続開始の前後で分かれることになりました。今までと違って、破産手続開始後に生じる固定資産税は優先的ではありませんが破産債権になりますね。これまでは破産者が不動産を有していた場合、売却されるか、破産財団から放棄されない限り、毎年発生する固定資産税も、財源があればの話ですが財団債権として回収することが可能でした。これからはそうはいかなくなってしまうかもしれませんね。

**Aさん** 破産債権ということになると、債権届けを行うことが必要になりますか。

**弁護士** その通りです。固定資産税でも破産手続開始後に生じた分については裁判所に債権届けしなければ配当の対象にならなくなってしまうのです。

**Aさん** 同じ租税債権でありながら、財団債

いれば、その子会社が本来はF地裁が管轄裁判所であってもS地裁に申立ができるようになりました。管轄は形式的な問題のようですが、どこの裁判所に申立ができるのかは、現実的には大きな意味を持っています。また個人事件では破産申立と同時に免責申立を行うことが正式に認められました。

**Aさん** 破産管財人の業務も簡素化されるのですか。以前、先生も管財事件は本当に面倒だと言っていましたよ。

**弁護士** 簡素化というよりは合理化というべきでしょうか。例えば、破産会社や破産者に資産がほとんど無く、それ以上破産手続を進めるだけの費用もない場合には債権調査をしなくても良いことになりました。また債権者集会を開催しないで手続を進めるケースも認められるようになりました。更に配当手続についても簡易な手続を導入しています。

**Aさん** 労働債権の扱いが変わったと聞いたのですが、どうなるのですか。

**弁護士** 労働債権は従来は優先債権でしたが、破産管財人が任意に支払うことはできず、配当手続によることが要求されてきました。しかし改正法では破産手続開始前三ヶ月間の給料債権等を「財団債権」として、配当しなくても支払うことができるようになりました。また、財団債権にならない部分の労働債権につ

権と破産債権になるものが分けられると、届出の仕方が複雑になってしまおうに思いますが、如何ですか。

**弁護士** その点は裁判所も十分に考慮しているようです。債権届けの書式についても届出をスムーズにできるように工夫することを検討しているそうです。

**Aさん** 租税債権を有している自治体が債権者として破産手続開始申立をする道が開かれたと聞いたのですが本当ですか。

**弁護士** 自治体が債権者として破産手続開始申立をするというのは、よほどの場合でしょうが、今回租税債権が一定の場合に、破産債権とされたことから、破産手続の当事者として申立ができることになりました。

**Aさん** 今日はありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。でも今後は景気が良くなって破産事件そのものが少なくなっただけではないですね。

◎執筆者



阿部・佐藤協同法律事務所  
弁護士  
**佐藤 裕一**  
(さとう ゆういち)  
東北大学法科大学院教授  
宮城県人事委員会委員